

## 令和4年度第2回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日（火） 午後2時00分
2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室
3. 出席委員（10人）

会長	1番	小林	功				
委員	3番	池本	英夫	4番	竹下	るみ子	
	5番	葉狩	健一	6番	春摘		
	要	7番	長石	憲太郎	9番	寺	
	坂富	雄					
	10番	植木	克茂	11番	前川	義	
	憲						
	13番	國岡	智志				
4. 欠席委員（4人）

会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	8番	國岡	美保子	
	12番	細山	周一				
5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（2人）  
農地利用最適化推進委員

	15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄	
--	-----	----	----	-----	----	----	--
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の決定
  - 第2 報告第1号 公共工事の施工に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について
  - 議案第3号 農用地利用配分計画書（案）の意見決定について
  - 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に（案）について
  - 議案第5号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
7. 農業委員会事務局職員  
事務局長 山本 進 書記 井上 亮

## 8. 会議の概要

	( 開 会 午後2時00分 )
事務局長	<p>ただ今から、令和4年度第2回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し10名の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、小林会長、開会の挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は農繁にと言いますか、委員の皆さんの欠席が非常に多いということでもあります。こういう中におきまして、コロナ感染の状況を見ますと、鳥取県においても昼のテレビでは、平井知事が色々このコロナ対策についてのお話しをしておられました。</p> <p>その中で、昨日までの感染状況を見ますと、今日の発表ですけれども130名。合わせまして、鳥取県で13,129名という状況でございます。一日も早い終息を願うものであり、また、岸田首相が交流等々についてもある程度緩和策を講じていきたいということで、学者・医者の方から言いますと、それについては反対だと言うような意見も出ているようでございます。</p> <p>さて、皆さんご存じのように智頭町においても町の計らいによりまして、米の価格差1袋あたり四百円ですか、議会にも通り、その対応をやっていただいておりますという状況でもあります。こういうことでございますので、やはり米政策につきましては今後注視していく必要があるかと思っております。</p> <p>それから、近頃新聞テレビ等を見ておりますと、農政状況と言いますか衆議院あるいは参議院、衆議院においては人・農地プラン。人・農地プランというのは地域計画でございますけれども、これによって法定化されたということですが、これについても智頭町のところは、ちょっと課長に聞いてみますと、本当にこれが人・農地プランが法定化された活動をやるとかいな、という感じの集落も非常に多いようであります。そういう点から見ましても、そのようなことで共産党の……ところで、農業経費の基盤強化促進法が21日に衆議院が通って、いま参議院で審議されているところでもあります。</p> <p>そういう中において、近年、新型コロナウイルスあるいはロシアのウクライナ侵攻等々によりまして、農産物をはじめ資材あるいは肥料、油類が非常に高騰しております。それによって日本経済も円安と言いますか、厳しい状況になってきておりますけれども、そこで、一つ考えていかなければならないものは、燃料油あるいは肥料、あるいは生産資材の高騰に対する対策と言いますか、これに対する非常に農家の負担が大きいという状況にあるではないかと思っております。</p> <p>そこで先日、岸田首相が食糧の自給率を上げていきたいという話をテレビ</p>

	<p>でやっておりましたけども、自給率を上げるということにつきましては、食料農業農村基本計画によりまして、日本の耕地面積 430 万ヘクタールをベースに置いて、現在 37 パーセントのカロリー比の自給率を 2030 年には 45 パーセントまで持ち上げていきたいということでありまして、先だって中国においてもこの食糧問題も出ておりまして、ある程度国全体で 100 パーセントに近い自給率を上げていこうではないかということでありまして。</p> <p>もう一点考えられますのは、智頭町におきましても非常に少子高齢化といえますか特に高齢化し、智頭町の基幹農業者の平均年齢が大体 75 歳と。</p> <p>こういう状況の中で、果たしてこれから智頭町の農業が存続できるのかどうか。全国的に見ましても限界集落を越えて無人集落というのが、ちょこちょこ出てきております。そこの農地においては、誰が管理して農地を守り活かしていくのかということが大きな課題になってきているのは言うまでございません。</p> <p>そういう点が色々課題としてありますけれども、智頭町におきましても、本日出席の農業委員、最適化推進委員の皆さんが地域、地域における取り組みということが大変必要になってきておると思っているところでもあります。やはり、これをクリアするには集落営農でなんとか集落を守っていくということが一番必要ではなかろうかな、ということが先だって新聞に載っておりました。それぞれ集落において、これからの方向性と言いますか、これも検討していく必要があるではないかなと、こういうふうにおもっているところでございます。</p> <p>いま農繁期の最中でございますので、皆さん帰られてから農業に携われるということになろうかと思っておりますので、以上をもちまして、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第 1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、6 番 春摘要委員、9 番 寺坂富雄委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第 2 報告第 1 号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p>

事務局書記	<p>それでは、事務局に報告させます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。 (議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上、1件提出がありました。 なお、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請ついて」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>なお、議案第1号番号1につきましては、私、席番1番 小林功委員が譲受人となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席しますが、本日小宮山職務代理者が本日不在ですので、議事の進行を本日出席委員の最年長委員である植木克茂委員に臨時議長をお願いしたいと思っております。これに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手する者あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、議案第1号の審議は席番10番 植木克茂委員を臨時議長とし、議事進行することに決定しました。</p> <p>それでは退席し、議長を交代します。</p> <p style="text-align: center;">(小林議長退席、植木臨時議長着席 午後2時13分)</p>
臨時議長 (10番)	<p>臨時議長を務めます植木です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議長を交代しまして、議事進行を進めて参ります。</p> <p>なお、小林委員には関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1番です。申請地は埴師字天木河原字1490番、面積1,093㎡、二筆目が同じく天木河原1491番、面積1,110㎡、三筆目も同じく天木河原1492番、970㎡、四筆目が大字天木1469番、1,263㎡、全て地目は田で合計4,436㎡です。権利種別は3条の有償移転、売買です。譲渡人は埴師936番地の●●●さん、譲受人は埴師473番地の●●●さんです。</p> <p>場所ですが、別添の申請位置図をご覧ください。1ページに位置図を付けて</p>

	<p>おります。2ページ、3ページに公図を、4ページ、5ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
臨時議長 (10番)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりましたが本日欠席となっております。事前に事務局に報告されたので、代理で調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
事務局書記	<p>昨日、草刈委員から電話があり報告をいただいておりますので、この場で報告させていただきます。</p> <p>申請地の4筆全てが、譲受人である●●●さんが既に借受人として管理されている農地であるため問題なはい、とのことでした。</p> <p>以上です。</p>
臨時議長 (10番)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
臨時議長 (10番)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
臨時議長 (10番)	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>小林委員の複席を認め、議長を交代します。</p> <p style="text-align: center;">(植木臨時議長退席、小林議長複席 午後2時17分)</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第2号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>4月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものです。</p> <p>利用権の設定面積が全て田で、面積20,164㎡です。利用権を設定する者</p>

	<p>が13名、受ける者が8名です。期間につきましては、3年から5年未満のものが2,626㎡、5年から10年未満のものが5,216㎡、10年以上のものが12,322㎡となります。</p> <p>それでは、4ページから6ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第3号「農用地利用配分計画(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用配分計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>議案第3号につきましては、番号1が13番 國岡智志委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p>(國岡智志委員退席 午後2時21分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>4月20日付けで智頭町長から農用地利用配分計画書(案)意見の決定を求められました。これは機構からの貸付となります。</p> <p>(議案書に基づいて、農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
議長(会長)	ないようですので、それでは採決いたします。 議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第3号番号1は原案のとおり決定することにいたしました。 國岡智志委員の複席を認めます。
	(國岡智志委員復席 午後2時23分)
議長(会長)	次に、番号2について事務局に説明を求めます。
事務局書記	番号2番です。 (議案書に基づいて、農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長(会長)	ないようですので、それでは採決いたします。 議案第3号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第3号 番号2は原案のとおり決定することにいたしました。 次に、日程第3 議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題とします。 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を別冊のとおり作成したので決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局書記	本日お配りしました令和3年度の点検・評価(案)をご覧ください。

<p>議長(会長)</p>	<p>こちらについては先月の総会後に事前に配布・説明させていただいたものです。今回、議案として配布しましたものと変更はありませんので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第3 議案第5号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。</p> <p>令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別冊のとおり作成したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>こちら、本日お配りしました令和4年度活動計画をご覧ください。</p> <p>これにつきましても、先月の総会後に配布・説明させていただいたものとほぼ同様のものとなっておりますが、一部変更をしておりますので、その説明をさせていただきます。</p> <p>2枚目の真ん中あたりです。2の最適化活動の活動目標の(2)、活動強化月間の設定目標というところです。</p> <p>活動強化月間の回数、3回は変わらずです。内容なんですけども、取組時期が5月で、取組項目が②。下に注釈がありますが、②は遊休農地の解消。強化月間の内容としまして、前年の意向調査を踏まえた利用状況調査。いま皆さんにお願いしています内容となっております。</p> <p>次が、取組時期12月から2月、取組項目①と②。①というのは農地の集積。強化月間の内容は、耕作依頼農地、利用意向調査でどなたかに貸し付けたいという農地があったものについて、担い手へのマッチングというのを目標として掲げております。</p> <p>続いて、その下の(3)新規参入者相談会への参加目標というところで、前回は空欄でしたが、新規参入者相談会への参加回数3回というのを計画しております。開催時期としましては、計画なんですけども6月・10月・1月ということで、農家相談会ということで開催を検討しております。告知端末等で</p>

	<p>周知をして、場合によっては皆様に相談によっていただくような依頼をさせていただくと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
1 1 番	<p>先ほどの新規参入者相談会。事務局の方で設定して、広く皆さんに告知端末等で周知して、「相談会をするから、皆さん来て下さい」という格好にするのか、それとも農業委員又は最適化推進委員がそれとは別な関わり方をするのか、これはどういうことなのか教えて下さい。</p>
事務局書記	<p>ちょっと未だ検討段階ではあるのですが、よくある県の相談会とかですと「いっします」というのを指定して待つておくようなスタイルだったりもするのですが、それですと皆様に待つていただいて、来られた方が1名で「今日は何もなかったわ」というのもどうかと思いますので、告知端末で「相談のある方は農業委員会事務局まで連絡願います」というような形で周知をして、日程調整をして、該当地区の農業委員さんに出席していただくような形を取った方が良いのかな、というのをいま考えているところです。</p>
1 1 番	<p>民生委員さんが相談会をされとるような、そんな格好のようなものをやるという理解でええんかいな。</p>
事務局書記	<p>そうですね。</p>
事務局長	<p>事前に申し込んでもらって、誰が参加するか明確にした上で、該当する地区の委員さんに出てもらったりとか、といった工夫は必要かと思います。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
1 1 番	<p>3回数、農業委員会として告知して設定してやろうということは、告知しても誰もおらなんだと、3回予定しておっても実際には1回しかありませんでしたということにもなるよ、ということですか。</p>
事務局書記	<p>可能性としては、あります。</p>
1 1 番	<p>新規参入就農相談なんていったら、新しく入って来られたような方とか、定年過ぎてからようやくこっちに戻ってきて、とかゆうような方とか、そういうようなところが対象になるのではと思いましたんで。そういった方ばかりではないですが、対象がそういったところになってくると違うかなと。</p>

事務局長	<p>おっしゃるとおりだと思います。で、ひとまずこういった項目で上げていきますけど、定年就農なんかもニーズとしてはあろうかと思えますんで、募集の仕方は今後詳しく検討して行きたいと思えます。</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 他にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定しました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第2回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 閉 会 午後2時39分 )</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年5月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会  
臨時議長 植 木 克 茂

智頭町農業委員会委員 春 摘 要

智頭町農業委員会委員 寺 坂 富 雄